

調達要求番号：2L121C75301

仕 様 書

一般廃棄物処理（可燃）	仕様書番号	仕一1
	数量・単位	1式
	作成年月日	令和3年12月9日
	部 隊 名	陸上自衛隊高射学校総務部総務課

1 適用範囲

本仕様書は、一般廃棄物処理（可燃）業務について適用する。

2 回収場所

千葉県千葉市若葉区若松町902 陸上自衛隊下志津駐屯地

3 役務内容

駐屯地で発生した事業系の可燃ごみの収集・運搬及び処分

4 回収期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

5 役務種別及び予定数量

役務種別	単位	予定数量	備 考
一般廃棄物処理（可燃）	K g	45,000	

6 一般事項

- (1) 本役務の実施は、本仕様書により誠実に行うものとする。また、これらに明記なき事項及び仕様書内容に疑義が生じた場合には、契約担当官等との協議による。
- (2) 本役務の実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令及び条例等を遵守する。
- (3) 駐屯地内への立入及び駐屯地内での行動（出入門手続き、火気取扱い等）は、駐屯地規則及び駐屯地関係者の指示を厳守するものとし、役務実施地域以外への立入を禁止する。
- (4) 駐屯地内の制限速度25kmを遵守し、役務車両の通行ルート of 安全対策については万全を期す。
- (5) 駐屯地の施設等に損傷を与えないよう十分注意して役務を行うものとし、万一破損させた場合は、速やかに契約担当官及び駐屯地関係者に報告するとともに請負者の負担において現状に復旧するものとする。
- (6) 作業の安全対策には、十分留意し、必要に応じて安全等の危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に注意喚起を促し安全管理を徹底すること。
- (7) 仕様書等は、役務実施等の目的以外に第三者に対して貸与・複写又は閲覧させてはならない。
- (8) 委託業務実施にあたり信義誠実をもって行うものとし、不法投棄は、絶対に行わない。また、委託業者における関係箇所の清掃は、十分注意し誠実にを行い、監督官等の指示に従うこと。

7 特記事項

- (1) 駐屯地内に指定する集積場所から回収する。
- (2) 回収日は、官側の指定する日とし、毎週1回を基準とする。
- (3) 処理施設等は、計量票等数量の証明書を発行できる施設であること。
- (4) 運搬中は、廃棄物が飛散しないように十分な措置を講ずること。
- (5) 収集運搬処理許可書を提出すること。
- (6) 最終処分ののち、すみやかに事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。
- (7) 各月別の処分予定数量は、下表を基準とする。

月	予定数量 (K g)	月	予定数量 (K g)
4	4,000	10	3,500
5	3,500	11	3,500
6	3,500	12	4,000
7	3,500	1	3,500
8	4,000	2	4,000
9	4,000	3	4,000
		合計	45,000

6 その他

この仕様書に疑義が生じた場合は、官側と調整するものとする。

調達要求番号：2L121C75302

仕 様 書

一般廃棄物処理（枝・木）

仕様書番号

仕一2

数量・単位

1式

作成年月日

令和3年12月9日

部 隊 名

陸上自衛隊高射学校総務部総務課

1 適用範囲

本仕様書は、一般廃棄物処理（枝・木）業務について適用する。

2 回収場所

千葉県千葉市若葉区若松町902 陸上自衛隊下志津駐屯地

3 役務内容

駐屯地で発生した枝・木の収集・運搬及び処分

4 回収期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

5 役務種別及び予定数量

役務種別	単位	予定数量	備考
一般廃棄物処理（枝・木）	Kg	40,000	

* チップ化によるリサイクルが可能な木の枝・裁断した幹を回収対象とする。

6 一般事項

- (1) 本役務の実施は、本仕様書により誠実に行うものとする。また、これらに明記なき事項及び仕様書内容に疑義が生じた場合には、契約担当官等との協議による。
- (2) 本役務の実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令及び条例等を遵守する。
- (3) 駐屯地内への立入及び駐屯地内での行動（出入門手続き、火気取扱い等）は、駐屯地規則及び駐屯地関係者の指示を厳守するものとし、役務実施地域以外への立入を禁止する。
- (4) 駐屯地内の制限速度25kmを遵守し、役務車両の通行ルート of 安全対策については万全を期す。
- (5) 駐屯地の施設等に損傷を与えないよう十分注意して役務を行うものとし、万一破損させた場合は、速やかに契約担当官及び駐屯地関係者に報告するとともに請負者の負担において現状に復旧するものとする。
- (6) 作業の安全対策には、十分留意し、必要に応じて安全等の危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に注意喚起を促し安全管理を徹底すること。
- (7) 仕様書等は、役務実施等の目的以外に第三者に対して貸与・複写又は閲覧させてはならない。
- (8) 委託業務実施にあたり信義誠実をもって行うものとし、不法投棄は、絶対に行わない。また、委託業者における関係箇所の清掃は、十分注意し誠実にを行い、監督官等の指示に従うこと。

7 特記事項

- (1) 委託業者は、廃棄物を回収可能なコンテナ等の回収容器（容積4～10m³程度）を駐屯地内に指定された場所に複数個設置する。
- (2) 回収容器は、官民側の指定した日（毎月1～3回程度）に交換すること。
- (3) 適切な区分で処理するため、官側は、枝木用の容器には、草・葉の混入を慎む。
- (4) 処理施設等は、計量票等数量の証明書を発行できる施設とする。
- (5) 運搬中は、廃棄物が飛散しないように十分な措置を講ずること。
- (6) 収集運搬処理許可書を提出すること。
- (7) 最終処分ののち、すみやかに事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。
- (8) 各月別の処分予定数量は、下表を基準とする。

月	予定数量 (Kg)	月	予定数量 (Kg)
4	7,000	10	3,000
5	5,000	11	2,000
6	3,500	12	2,000
7	3,500	1	2,000
8	3,000	2	2,000
9	3,000	3	2,000
		合計	38,000

6 その他

この仕様書に疑義が生じた場合は、官側と調整するものとする。

調達要求番号：2L121C75303

仕 様 書

一般廃棄物処理（草・葉）	仕様書番号	仕一3
	数量・単位	1式
	作成年月日	令和3年12月9日
	部隊名	陸上自衛隊高射学校総務部総務課

1 適用範囲

本仕様書は、一般廃棄物処理（草・葉）業務について適用する。

2 回収場所

千葉県千葉市若葉区若松町902 陸上自衛隊下志津駐屯地

3 役務内容

駐屯地で発生した草・葉の収集・運搬及び処分

4 回収期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

5 役務種別及び予定数量

役務種別	単位	予定数量	備考
一般廃棄物処理（草・葉）	Kg	69,000	

* 焼却又は、堆肥化による処理が可能な草・葉を回収対象とする。

6 一般事項

- (1) 本役務の実施は、本仕様書により誠実に行うものとする。また、これらに明記なき事項及び仕様書内容に疑義が生じた場合には、契約担当官等との協議による。
- (2) 本役務の実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令及び条例等を遵守する。
- (3) 駐屯地内への立入及び駐屯地内での行動（出入門手続き、火気取扱い等）は、駐屯地規則及び駐屯地関係者の指示を厳守するものとし、役務実施地域以外への立入を禁止する。
- (4) 駐屯地内の制限速度25kmを遵守し、役務車両の通行ルート of 安全対策については万全を期す。
- (5) 駐屯地の施設等に損傷を与えないよう十分注意して役務を行うものとし、万一破損させた場合は、速やかに契約担当官及び駐屯地関係者に報告するとともに請負者の負担において現状に復旧するものとする。
- (6) 作業の安全対策には、十分留意し、必要に応じて安全等の危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に注意喚起を促し安全管理を徹底すること。
- (7) 仕様書等は、役務実施等の目的以外に第三者に対して貸与・複写又は閲覧させてはならない。
- (8) 委託業務実施にあたり信義誠実をもって行うものとし、不法投棄は、絶対に行わない。また、委託業者における関係箇所の清掃は、十分注意し誠実にを行い、監督官等の指示に従うこと。

7 特記事項

- (1) 委託業者は、廃棄物を回収可能なコンテナ等の回収容器（容積4～10m³程度）を駐屯地内に指定された場所に複数個設置する。
- (2) 回収容器は、官民側の指定した日（毎月1～3回程度）に交換すること。
- (3) 適切な区分で処理するため、官側は、草葉用の容器には、枝・木の混入を慎む。
- (4) 処理施設等は、計量票等数量の証明書を発行できる施設とする。
- (5) 運搬中は、廃棄物が飛散しないよう十分な措置を講ずること。
- (6) 収集運搬処理許可書を提出すること。
- (7) 最終処分ののち、すみやかに事業系一般廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。
- (8) 各月別の処分予定数量は、下表を基準とする。

月	予定数量 (Kg)	月	予定数量 (Kg)
4	6,000	10	10,000
5	7,000	11	4,000
6	8,000	12	2,000
7	8,000	1	2,000
8	8,000	2	2,000
9	10,000	3	2,000
		合計	69,000

6 その他

この仕様書に疑義が生じた場合は、官側と調整するものとする。

調達要求番号：2L121C75304

仕 様 書

産業廃棄物処理	仕様書番号	仕一4
	数量・単位	1式
	作成年月日	令和3年12月9日
	部 隊 名	陸上自衛隊高射学校総務部総務課

1 適用範囲

本仕様書は、産業廃棄物処理業務について適用する。

2 回収場所

千葉県千葉市若葉区若松町902 陸上自衛隊下志津駐屯地

3 役務内容

駐屯地で発生する事業系の産業廃棄物（金属類・廃プラスチック・混合物・陶磁器類
ガラス類・発泡スチロール等）の収集・運搬及び処分

4 回収期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

5 役務種別及び予定数量

役務種別	単位	予定数量	備 考
産業廃棄物処理	K g	25,000	

6 一般事項

- 本役務の実施は、本仕様書により誠実に行うものとする。また、これらに明記なき事項及び仕様書内容に疑義が生じた場合には、契約担当官等との協議による。
- 本役務の実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令及び条例等を遵守する。
- 駐屯地内への立入及び駐屯地内での行動（出入門手続き、火気取扱い等）は、駐屯地規則及び駐屯地関係者の指示を厳守するものとし、役務実施地域以外への立入を禁止する。
- 駐屯地内の制限速度25kmを遵守し、役務車両の通行ルート of 安全対策については万全を期す。
- 駐屯地の施設等に損傷を与えないよう十分注意して役務を行うものとし、万一破損させた場合は、速やかに契約担当官及び駐屯地関係者に報告するとともに請負者の負担において現状に復旧するものとする。
- 作業の安全対策には、十分留意し、必要に応じて安全等の危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に注意喚起を促し安全管理を徹底すること。
- 仕様書等は、役務実施等の目的以外に第三者に対して貸与・複写又は閲覧させてはならない。
- 委託業務実施にあたり信義誠実をもって行うものとし、不法投棄は、絶対に行わない。また、委託業者における関係箇所の清掃は、十分注意し誠実にを行い、監督官等の指示に従うこと。

7 特記事項

- 駐屯地内に指定する集積場所から回収する。
- 回収日は、官民側の指定した日とし、毎月1～2回程度を基準とする。
- 処理施設等は、計量票等数量の証明書を発行できる施設であること。
- 運搬中は、廃棄物が飛散しないように十分な措置を講ずること。
- 収集運搬処理許可書を提出すること。
- 最終処分ののち、すみやかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。
- 各月別の処分予定数量は、下表を基準とする。

月	予定数量 (K g)	月	予定数量 (K g)
4	3,500	10	2,500
5	2,000	11	2,000
6	2,000	12	2,500
7	2,500	1	2,000
8	2,500	2	2,000
9	2,500	3	0
		合計	26,000

6 その他

この仕様書に疑義が生じた場合は、官側と調整するものとする。

調達要求番号：2L121C75305

仕 様 書

産業廃棄物処理（蛍光灯類・乾電池）	仕様書番号	仕一5
	数量・単位	1式
	作成年月日	令和3年12月9日
	部隊名	陸上自衛隊高射学校総務部総務課

1 適用範囲
本仕様書は、産業廃棄物処理（蛍光灯類・乾電池）業務について適用する。

2 回収場所
千葉県千葉市若葉区若松町902 陸上自衛隊下志津駐屯地

3 役務内容
駐屯地で発生した使用済み蛍光灯類・乾電池の収集・運搬及び処分

4 回収期間
令和3年4月1日～令和5年3月31日

5 役務種別及び予定数量

役務種別	単位	予定数量	備考
産業廃棄物処理（蛍光灯類）*	Kg	500	
産業廃棄物処理（乾電池）	Kg	500	

6 一般事項

- 本役務の実施は、本仕様書により誠実に行うものとする。また、これらに明記なき事項及び仕様書内容に疑義が生じた場合には、契約担当官等との協議による。
- 本役務の実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令及び条例等を遵守する。
- 駐屯地内への立入及び駐屯地内での行動（出入門手続き、火気取扱い等）は、駐屯地規則及び駐屯地関係者の指示を厳守するものとし、役務実施地域以外への立入を禁止する。
- 駐屯地内の制限速度25kmを遵守し、役務車両の通行ルート of 安全対策については万全を期す。
- 駐屯地の施設等に損傷を与えないよう十分注意して役務を行うものとし、万一破損させた場合は、速やかに契約担当官及び駐屯地関係者に報告するとともに請負者の負担において現状に復旧するものとする。
- 作業の安全対策には、十分留意し、必要に応じて安全等の危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に注意喚起を促し安全管理を徹底すること。
- 仕様書等は、役務実施等の目的以外に第三者に対して貸与・複写又は閲覧させてはならない。
- 委託業務実施にあたり信義誠実をもって行うものとし、不法投棄は、絶対に行わない。また、委託業者における関係箇所の清掃は、十分注意し誠実にを行い、監督官等の指示に従うこと。

7 特記事項

- 駐屯地内に指定する集積場所から回収する。
- 回収日は、官民側の指定した日とする。
- 処理施設等は、計量票等数量の証明書を発行できる施設であること。
- 運搬中は、廃棄物が飛散しないように十分な措置を講ずること。
- 収集運搬処理許可書を提出すること。
- 最終処分ののち、すみやかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。
- 各月別の処分予定数量は、下表を基準とする。

月	蛍光灯類	乾電池	月	蛍光灯類	乾電池
	予定数量 (Kg)			予定数量 (Kg)	
4			10		
5	250	250	11	150	150
6			12		
7	100	100	合計	500	500
8					
9					

(注) マニフェスト発行に要する日数を勘案し、年度内の回収を12月末までとする。

8 その他

この仕様書に疑義が生じた場合は、官側と調整するものとする。